

日本年金機構運営評議会（第 43 回）議事要旨

1. 開催日時 令和 2 年 12 月 14 日（月）14 時 00 分～16 時 30 分
2. 場 所 日本年金機構本部多目的ホール、新宿年金事務所、
仙台東年金事務所（テレビ会議）
3. 出席委員 菊池座長、植西委員、伊藤代理委員（佐保委員代理）、嵩委員、
長瀬委員、西沢委員、古川委員、牧嶋委員、真屋委員
4. 議題
 - ① 令和 2 年度の取組状況について
 - ② その他
5. 意見概要 （○：委員意見 ●：機構からの説明）

〔議題①〕

令和 2 年度の取組状況について

- 新型コロナウイルス感染拡大は、機構の業務にどのような影響を及ぼしているか。また、機構内の感染者数の報告があったが、この感染者数について、機構としてはどのような評価をしているのか。
- 春先の緊急事態宣言時に、シフト勤務を実施したことで、入力処理等の業務が一時的に停滞するといった影響が見られたものの、現在は挽回しており、今のところ、業務面では大きな影響は出ていない。
機構役職員の感染者数と報道等を踏まえた国内の感染率とは、ほぼ同等であることから、平均並みの水準であると考えているが、この結果は必ずしも十分な状況ではないと認識しており、より一層感染防止に努める。
- 年金相談窓口体制を見直す際は、公的年金制度が福祉的な側面を有していることも考慮し、効率的な側面だけでなく、過疎地域の年金受給権者等へのきめ細やかな対応もできるように取り組んでほしい。
また、応答品質の向上施策としてマルチランゲージサービスを 441 市町村が利用しているとのことだが、どのような基準で配分しているのか。
- 年金相談体制の効率化のため、過疎地域等の年金事務所を閉鎖する予定はない。一方で、現在実施している出張相談については、もっと効率

的に実施できるのではないかと考えており、テレビ電話相談の更なる拡充等の対応策を検討している。

マルチランゲージサービスは、厚生労働省からの依頼を踏まえて、市区町村でも利用可能としたところであり、現在、利用を希望された 441 市町村にご利用いただいている。

- 一般的な相談支援の場では、通訳者がソーシャルワークの知識を有していた方がいいと言われており、特に外国人の対応は文化的背景を理解した上で行う必要がある。年金相談の内容にもよると思うが、その点を踏まえて今後の体制を検討してほしい。
- マルチランゲージサービスの相談内容は、厚生年金保険の適用や脱退一時金が大半を占めている。人材育成を含め、今後の体制について検討する。
- 郵送調査は効率的だが、書類準備等の負担が大きい。臨場・呼出調査は、事業主が社会保険制度を質問でき理解が深まる場でもあることを踏まえて、今後の調査実施方法を検討してほしい。

外国人の技能実習生については、社会保険手続き後に国民年金の未納の知らせが届き、内容を理解できずに事業所に説明を求められるという話を頻繁に聞くことから、免除制度の広報を含め、運用方法を検討してほしい。
- 郵送調査は新型コロナウイルス感染症対策として実施したもの。今後は郵送調査の要望がある場合を除き、臨場・訪問調査を実施する。

特定技能外国人については、法務省出入国在留管理庁からデータをもらい、適用している。その場合に免除の対象となれば、手続きをするということになる。
- 技能実習生を含めた外国人向けの広報については、加入手続きや免除の外国語パンフレットを機構ホームページに掲載している。今後は機構ホームページへのアクセス数を増やしていくなど外国人向けの広報物をいかに見ていただけるようにするかが課題と考えており、そうした取組のひとつとして、法務省の「外国人生活支援ポータルサイト」に年金のコーナーを新たに設けていただき、機構ホームページのリンクを掲載

してもらおう等の対応をしたところ。引き続き、外国人向け周知広報の充実についての検討を進める。

- 機構ホームページや YouTube の電子申請の説明が簡潔で分かりやすいが、届書作成プログラムと e-Gov が並列で記載されていることから、手続きの際はどちらを使ってもいいと明記したほうが分かりやすい。

次に、障害年金制度の周知や有難さを知ってもらうために、障害年金受給者の内訳や支給停止されている人数等の情報を発信してほしい。

厚生年金保険等の納付猶予特例の許可金額（約 5,800 億円）は、被保険者負担分も含まれているか。被保険者の給与から天引きした保険料はすぐに機構に納めるべきではないか。

- 電子申請は、届書作成プログラム、e-Gov、G ビズ ID、マイナポータル経由等の方法があり、そのうち、どの方法を利用しても良いことを分かりやすく伝えていく。

障害年金業務の統計は、本年 9 月から公表しており今後も業務統計として公表を予定。

厚生年金保険等の納付猶予特例は本人負担分も含めて猶予しているが、被保険者が不利益を被ることはない。納付計画を立てる際には、被保険者から天引きした保険料があることを前提に納付額を決定していきたい。

- 厚生年金保険等の納付猶予特例について、現在滞納処分も中止しているが、納付猶予分を徴収できなかった場合は滞納処分を実施するのか。

次に、令和 2 年上期は新型コロナウイルス感染症の影響により年金セミナーを原則中止としていたことから、年金セミナー用動画の利用者数やアクセス数を把握できるようにすれば実績にできるのではないか。

- 事業所の存続を図りながら、安定的に保険料を収納していくかが最大の課題であり、既存の猶予制度を最大限活用して、事業所の納付資力に応じて納付計画を立てることが基本の対応。滞納処分の再開時期は、国税の動き等も含め、全体の状況を踏まえながら、厚生労働省と協議した上で見極める。

- 年金セミナー用動画は、希望する教育機関へDVDを配付しており、実施後はアンケートを提出していただき、それにより件数を把握する仕組みとしている。
- 厚生年金保険等の納付猶予特例の承認件数（約8万6千事業所）について、機構としてはこの数字をどのように評価しているのか。
また、厚生年金保険等の標準報酬月額の特例改定について、従業員に正しく制度が理解されているか懸念している。制度の周知や広報は順調か。
- 従来の滞納事業所は14万～17万事業所。その中で厚生年金保険等の納付猶予特例の承認件数（約8万6千事業所）が多いかどうかは評価しづらいが、滞納が始まった事業所全てに制度の案内をしており、対応の漏れはないと考えている。
- 厚生年金保険等の標準報酬月額の特例改定については、HPなどによる一般的な制度周知広報に加え、納付猶予特例を受けている事業所へ個別に案内をしている。引き続き、きめ細かい制度周知に努める。
- 効果的な適用促進対策として困難性の高い事案に対する専門チームの体制と具体的な手法について教えてほしい。
また、履行前検査及び履行中検査の不適事項の内容を教えてほしい。
- 専門チームは本年4月から本部厚生年金保険部に職員4名を配置。関係機関への照会を徹底した結果、法人登記簿上の所在地では実際に事業を行っている場所を突き止められなかった場合に、例えば、飲食業や旅館業であれば保健所に照会することで所在地を突き止め、適用に結び付けることができたケースがあるなど一定の成果を挙げている。取組を重ねる中で効果的な手法を整理し、組織全体で共有を図っていく。
- 履行前検査で判明した1件は、業務に携わる者の名簿の人数が一部漏れていた事象で、その場で改善。履行中検査で判明した15件のうち最も多かったものは、業務で使用するPCのウイルス対策ソフトが最新のものになっていなかった事象で、いずれもその場で最新のものに更新させた。
- 厚生年金保険等の納付猶予特例について、今後は既存の法定猶予の活用が求められ、業務量が増えることから、体制の確保をお願いしたい。

障害年金のサービススタンダードの短縮に向け、迅速に取り組んでほしい。

- ご指摘については、時間の都合上、意見として受け止めさせていただく。

[議題②]

その他として、

第3期中期計画（未来づくり計画）の取組状況について

- オンラインビジネスモデルの円滑な推進のためには、現場職員の理解が不可欠。正しく理解してもらうため、現場職員及びお客様への周知を徹底してほしい。
- オンラインビジネスモデル推進に当たっての年金事務所の役割を整理しつつ、現場職員やお客様への周知・説明に万全を期してまいりたい。
- 年金委員の活性化を図るために、年金委員のメールアドレスを登録・管理し、月に1回程度「年金委員だより」として情報を発信する等のネットワークを構築してほしい。
- 一般的なセミナーであればインターネット環境で対応することは可能だが、年金委員の個人情報をインターネット環境で扱うことは難しい。年金委員のネットワークの構築については対応を検討したい。
- オンラインビジネスモデルの推進にあたっては、年金セミナーの非対面化等はぜひ進めるべきだが、オンライン化に馴染めない人が一定数存在することも踏まえた上で進めてほしい。
障害年金に係る非対面型認定業務の実施に向けた検討については、障害年金の支給決定の迅速化のためにも有効だと思うので、非対面に移行可能なものは移行すべき。
- 現在の対面相談の在り方は基本的に大きく変更する予定はなく、今のスキームを維持し、その上でオンラインビジネスモデルに対応してまいりたい。
- 郵送調査で賃金台帳等を紙ベースで提出する負担が大きいという課題は、オンラインビジネスモデルにより順次解決するのか。

また、これまで紙ベースだった年金事務所の内部業務のデジタルワークフローの確立を推進してほしい。

- 郵送調査については、調査資料を e-Gov や G ビズ ID 等を経由して提出していただけるよう、システム開発を行う。

年金事務所や事務センター等の内部業務のデジタルワークフローの確立のために、システム刷新（フェーズ 1）として画像化処理及びデータ処理を実施している。今後は、届書の画像の原本化等の課題を解決しながら進めていきたい。

- 事業所調査は、機構だけでなく国税庁や市区町村も実施していることから、それらを一度に実施できれば事業所の負担軽減になるのではないかと。

- 政府部内において一部、そういう方向で検討が進められていることは把握しているが、具体的に機構が検討に参画している段階状況ではない。

- 中学生、高校生などの若年層に対して、年金制度そのものを理解してもらう取組は非常に重要だと思うので、今後も積極的に若年層向けのセミナーを実施してほしい。

- 年金セミナーについては、現在、高校生や大学生中心に実施している。コロナ禍ではあるが、オンラインでの実施や DVD を配付するなど工夫を凝らし、今後も、多くの高校生や大学生等に参加してもらえよう努めてまいりたい。

（以上）